

栄養施策の動向について

～自治体での政策立案に向けて～



厚生労働省健康局健康課
栄養指導室

本日お話しすること

- 1 今後大きく動き出す栄養施策について
- 2 今年度の栄養施策計画について

本日本話すること

- 1 今後大きく動き出す栄養施策について
- 2 今年度の栄養施策計画について

今後大きく動き出す栄養施策について

- 2040年を見据え、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸に向けた取組が重要となる中、産学官の様々な主体と連携しながら、健康に無関心な層も含めて自然に健康になれる食環境づくりに向けた取組を推進する。
- また、栄養サミットにおいて、これまでの我が国の栄養政策を世界に発信するとともに、栄養サミットを契機とした栄養に関する国際貢献の本格展開に向けた取組を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦～」 (令和元年6月21日 閣議決定)(抜粋)

第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(2) 全世代型社会保障への改革

③ 疾病・介護の予防

人生100年時代の安心の基盤は「健康」である。医療・介護については、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくことが必要である。

予防・健康づくりには、①個人の健康を改善することで、個人のQOLを向上し、将来不安を解消する、②健康寿命を延ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の「担い手」を増やす、③高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止する、といった多面的な意義が存在している。これらに加え、生活習慣の改善・早期予防や介護・認知症の予防を通じて、生活習慣病関連の医療需要や伸びゆく介護需要への効果が得られることも期待される。こうしたことにより、社会保障制度の持続可能性にもつながり得るという側面もある。

4. グローバル経済社会との連携

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

日本で開催されるG20大阪サミットや第7回アフリカ開発会議86を通じ、人間の安全保障の理念に基づき、SDGsの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示す。特に、質の高いインフラ、気候変動・エネルギー、海洋プラスチックごみ対策、保健といった分野での取組をリードする。この他、女性、防災、教育といった分野でも、SDGsの取組を進める。

④ 国際保健への対応

UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)の達成、高齢化への対応、健康危機への対応などの課題について、G7伊勢志摩サミットの成果にも立脚し、G20自身の課題解決と途上国への支援の両面から主導力を発揮し、G20各国としての共通理解を取りまとめる。アジア健康構想、アフリカ健康構想の下、我が国のヘルスケア産業の海外展開等を推進する。アジアにおける規制調和等91を推進する。**2020年に栄養サミットを開催し、栄養課題に向けた今後の国際的取組を促進する。**

「経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦～」

(令和元年6月21日 閣議決定)(抜粋)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障（予防・重症化予防・健康づくりの推進）

(i) **健康寿命延伸プランの推進**

健康寿命延伸プランを推進し、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨とする。健康寿命の延伸に関する実効的なPDCAサイクルの構築に向けて、各都道府県・市町村の取組の参考となるよう、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を行い、客観的な指標等をしっかりと設定・活用しつつ、施策を推進する。**健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進及び地域・保険者間の格差の解消に向け、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど新たな手法も活用し、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等に取り組む。**

(ii) 生活習慣病・慢性腎臓病・認知症・介護予防への重点的取組

糖尿病などの生活習慣病や慢性腎臓病の予防・重症化予防を推進する。

(iii) 健康増進に向けた取組、アレルギー疾患・依存症対策

健康増進の観点から受動喫煙対策を徹底する。また、**産学官連携による推進体制を2020年度末までに整備し、自然に健康になれる食環境づくりを推進する。**

- **①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用し、以下3分野を中心に取組を推進。**
→2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し（2016年比）、**75歳以上**とすることを旨とする。
2040年の具体的な目標（男性：75.14歳以上 女性：77.79歳以上）

①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

②地域・保険者間の格差の解消

自然に健康になれる環境づくり

健康な食事や運動
ができる環境

居場所づくりや社会参加

行動変容を促す仕掛け

行動経済学の活用

インセンティブ

I

次世代を含めたすべての人の 健やかな生活習慣形成等

- ◆ 栄養サミット2020 を契機とした食環境づくり(産学官連携プロジェクト本部の設置、食塩摂取量の減少(8g以下))
- ◆ ナッジ等を活用した自然に健康になれる環境づくり(2022年度までに健康づくりに取り組む企業・団体を7,000に)
- ◆ 子育て世代包括支援センター設置促進(2020年度末までに全国展開)
- ◆ 妊娠前・妊産婦の健康づくり(長期的に増加・横ばい傾向の全出生数中の低出生体重児の割合の減少)
- ◆ PHRの活用促進(検討会を設置し、2020年度早期に本人に提供する情報の範囲や形式について方向性を整理)
- ◆ 女性の健康づくり支援の包括的実施(今年度中に健康支援教育プログラムを策定) 等

II

疾病予防・重症化予防

- ◆ ナッジ等を活用した健診・検診受診勧奨(がんの年齢調整死亡率低下、2023年度までに特定健診実施率70%以上等を目指す)
- ◆ リキッドバイオプシー等のがん検査の研究・開発(がんの早期発見による年齢調整死亡率低下を目指す)
- ◆ 慢性腎臓病診療連携体制の全国展開(2028年度までに年間新規透析患者3.5万人以下)
- ◆ 保険者インセンティブの強化(本年夏を目途に保険者努力支援制度の見直し案のとりまとめ)
- ◆ 医学的管理と運動プログラム等の一体的提供(今年度中に運動施設での標準的プログラム策定)
- ◆ 生活保護受給者への健康管理支援事業(2021年1月までに全自治体において実施)
- ◆ 歯周病等の対策の強化(60歳代における咀嚼良好者の割合を2022年度までに80%以上) 等

III

介護予防・フレイル対策、 認知症予防

- ◆ 「通いの場」の更なる拡充(2020年度末までに介護予防に資する通いの場への参加率を6%に)
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(2024年度までに全市区町村で展開)
- ◆ 介護報酬上のインセンティブ措置の強化(2020年度中に介護給付費分科会で結論を得る)
- ◆ 健康支援型配食サービスの推進等(2022年度までに25%の市区町村で展開等)
- ◆ 「共生」・「予防」を柱とした認知症施策(本年6月目途に認知症施策の新たな方向性をとりまとめ予定)
- ◆ 認知症対策のための官民連携実証事業(認知機能低下抑制のための技術等の評価指標の確立) 等

○東京での栄養サミット2020を契機に、関係省庁や民間の様々な主体と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進。

【目標】

- ・2020年度末までに産学官連携プロジェクト本部の設置。
- ・2022年度までに野菜摂取量の増加（350g以上／日）、食塩摂取量の減少（8g以下／日）。

自然に健康になれる食環境づくりの推進

- ・東京での栄養サミット2020（各国首脳級・閣僚級等）を契機に、関係省庁や民間の様々な主体と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進。

具体的な取組（例）

① エビデンスの構築・強化・活用

- ・新たな食事摂取基準の普及（食塩減少、フレイル予防等）
- ・栄養素等摂取量の動向把握 等

② 健康な食事への接点拡大

- ・民間主導の健康な食事・食環境の認証制度の普及支援
- ・健康な食事に資する商品の製造・流通拡大 等

③ 健康無（低）関心層への啓発

- ・適切な栄養・食生活情報の提供方法の開発（例：SNS・ゲームアプリ） 等

健康な食事・食環境（スマートミール）認証制度

- ・日本栄養改善学会が中心となり、生活習慣病関連の学会※や関連企業等の協力の下、民間主体で認証制度を、平成30年4月に創設。

※「健康な食事・食環境」コンソーシアムは、平成31年4月現在、12学会等で構成。

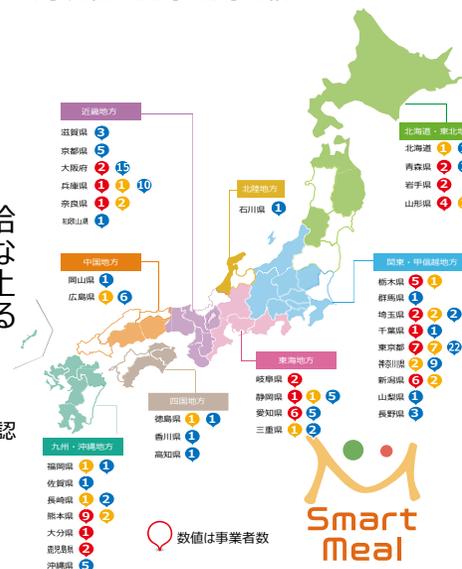
日本栄養改善学会	日本給食経営管理学会
日本高血圧学会	日本糖尿病学会
日本肥満学会	日本公衆衛生学会
健康経営研究会	日本健康教育学会
日本腎臓学会	日本動脈硬化学会
日本補綴歯科学会	日本産業衛生学会

- ・外食、中食（持ち帰り弁当）、事業所給食で、「スマートミール」を継続的に健康的な空間（栄養情報の提供や受動喫煙防止等）に取り組んでいる環境で提供している店舗や事業所を認証する制度。

- ・認証は全国に拡大中。

認証件数は、188事業者。うち、2社は外食、中食の両方で認証を取得。

- 外食部門：56事業者 ● 中食部門：27事業者
- 給食部門：107事業者



厚生労働大臣と各業界関係者による政策対話【健康な食事の推進】を踏まえ、以下の取組を実施。

- 官民対話を継続的に実施するとともに、自然に健康になれる食環境づくりのため、令和2年度末までに産学官連携プロジェクト本部を設置し、産学官で目標を共有した上で、それぞれの取組を展開。
- 栄養サミット2020に向けて我が国の栄養・食生活改善の政策を強化するとともに、サミットにおいて我が国の栄養政策を国際発信。

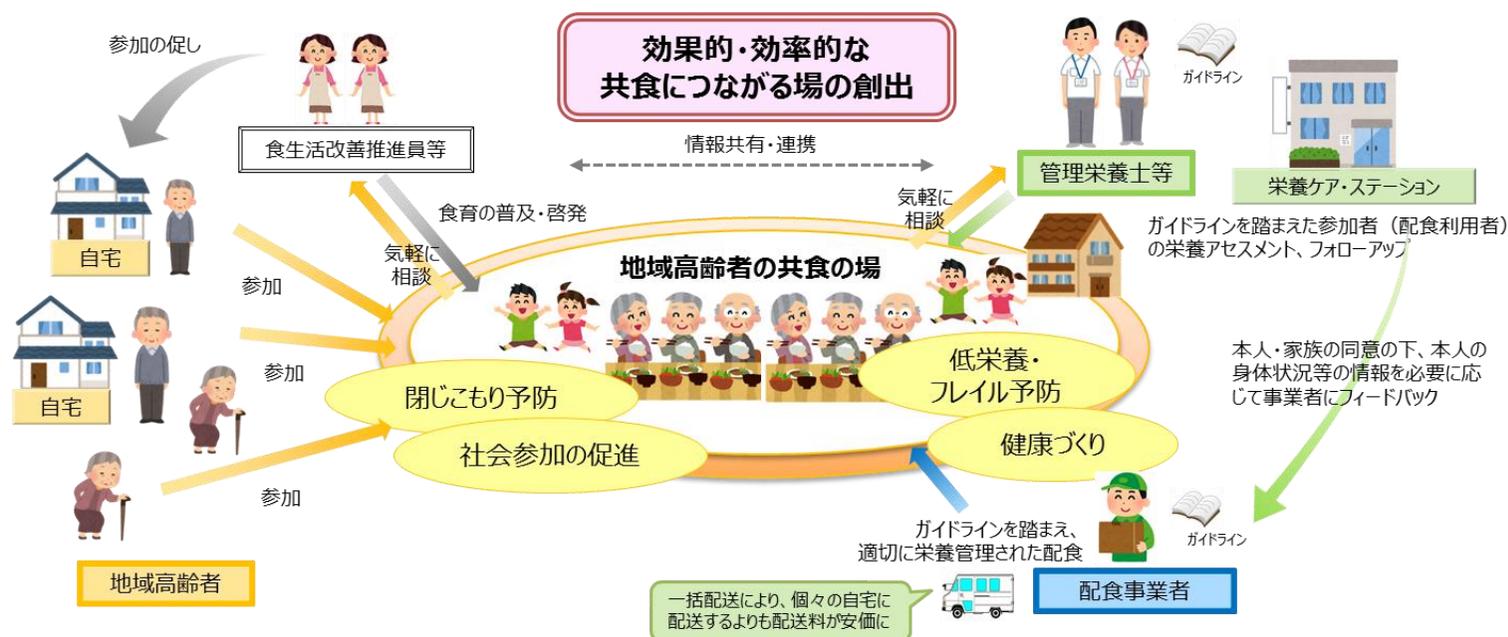
○地域の共食の場やボランティア等も活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル予防にも資する、効果的・効率的な健康支援につなげる。

○咀嚼機能等が低下した高齢者等に向けた健康な食事の普及を図る。

【目標】

・2020年度までに専門職と事業者が連携した配食サービスの活用について、25%の市町村、70拠点の栄養ケア・ステーションでの展開を目指す。

〈地域高齢者の共食の場における「健康支援型配食サービス」の活用イメージ〉



【配食事業者向けガイドライン※の概要】 ※「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年3月厚生労働省健康局策定）

- 日々の配食には教材的役割が期待され、適切に栄養管理された食事が提供される必要があることから、献立作成の対応体制、基本手順、栄養価のばらつきの管理等の在り方について、我が国として初めて整理。
 - 利用者の適切な食種の選択を支援する観点から、
 - ・ 配食事業者は利用者の身体状況等について、注文時のアセスメントや継続時のフォローアップを行うとともに、
 - ・ 利用者側は自身の身体状況等を正しく把握した上で、配食事業者に適切に伝えることが重要であり、その基本的在り方を整理。
- 献立作成や、配食利用者に対する注文時のアセスメントと継続時のフォローアップについては、管理栄養士又は栄養士（栄養ケア・ステーション等、外部の管理栄養士を含む。）が担当することを推奨。

Ⅱ. 健康寿命延伸のための取組

○ 健康寿命延伸の実現に向けて、2025年までに取り組むべき事項及びその工程は別紙のとおりであり、それぞれ進捗管理指標(実施指標、成果指標)を設定し取り組む。主要事項は次のとおり。

【主要事項】

1. 次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成

(1) 栄養サミット2020を契機とした食環境づくり【産学官連携プロジェクト本部の設置、食塩摂取量の減少(8g以下)】

東京での栄養サミット2020(各国首脳級・閣僚級等)を契機に、関係省庁や民間の様々な主体と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進する。

具体的には、主に以下の5つの視点を踏まえて総合的な施策について検討を進め、2019年度中に実施できるものから順次取り組む。

①エビデンスの構築・強化・活用

新たな食事摂取基準を踏まえた食塩減少・フレイル予防の取組の展開、ヘルシーメニューの提供など食環境づくりが健康増進に及ぼす効果の分析、加工食品などの栄養素等摂取量の動向把握、**食環境づくりに関する地方自治体や民間の好事例の横展開等を実施する。**

②健康な食事への接点拡大

民間主導の健康な食事・食環境の認証制度の普及支援や、民間による健康な食事に資する減塩商品等の製造・流通拡大、店舗でのPRの強化などの取組を後押しする。

③健康無(低)関心層への啓発

健康無(低)関心層への啓発を行うため、例えばSNSやゲームアプリの活用等、民間の知見も活かして適切な栄養・食生活情報の提供方法を開発するとともに、**地方自治体等とも連携し、おいしく健康な食事の普及に向けボランティア等と協働した取組を実施する。**

④推進体制の整備等

「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」における各業界関係者や有識者との意見交換の結果を踏まえ、自然に健康になれる食環境づくりを進めるため、産学官連携プロジェクト本部を設置し、産学官で目標を共有した上で、それぞれ取組を展開する。

⑤人材育成の推進

地方自治体の管理栄養士等について、民間企業も含めた地域関係者間の調整など、コーディネート能力の強化等、人材育成を推進する。

(略)

「健康寿命延伸プラン」2025年までの工程表（令和元年5月29日）（抜粋）

取組事項	実施年度				進捗管理指標	
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～2025年度	実施指標 (アウトプット)	成果指標 (アウトカム)
<p>iv 自然に健康になれる食環境づくりの推進</p> <p>東京での栄養サミット2020（各国首脳級・閣僚級等）を契機に、関係省庁や民間の様々な主体と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進する。具体的には、主に以下の5つの視点を踏まえて総合的な施策について検討を進め、2019年度中に実施できるものから順次取り組む。</p> <p>①エビデンスの構築・強化・活用 新たな食事摂取基準を踏まえた食塩減少・フレイル予防の取組の展開、ヘルシーメニューの提供など食環境づくりが健康増進に及ぼす効果の分析、加工食品などの栄養素等摂取量の動向把握、食環境づくりに関する地方自治体や民間の好事例の横展開等を実施する。</p> <p>②健康な食事への接点拡大 民間主導の健康な食事・食環境の認証制度の普及支援や、民間による健康な食事に資する減塩商品等の製造・流通拡大、店舗でのPRの強化などの取組を後押しする。</p> <p>③健康無（低）関心層への啓発 健康無（低）関心層への啓発を行うため、例えばSNSやゲームアプリの活用等、民間の知見も活かして適切な栄養・食生活情報の提供方法を開発するとともに、地方自治体等とも連携し、おいしく健康な食事の普及に向けボランティア等と協働した取組を実施する。</p> <p>④推進体制の整備等 「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」における各業界関係者や有識者との意見交換の結果を踏まえ、自然に健康になれる食環境づくりを進めるため、産学官連携プロジェクト本部を設置し、産学官で目標を共有した上で、それぞれ取組を展開する。</p> <p>⑤人材育成の推進 地方自治体の管理栄養士等について、民間企業も含めた地域関係者間の調整など、コーディネート能力の強化等、人材育成を推進する。</p>	<p>①エビデンスの構築・強化・活用 ②健康な食事への接点拡大</p> <p>・食事摂取基準（2020年版）を基にした健康な栄養・食生活の普及啓発 ・健康無（低）関心層への対策に資する基礎データの収集</p> <p>・健康な食事・食環境の民間認証制度等の推進 ・民間による健康な食事に資する減塩商品等の製造・流通拡大、店舗でのPRの強化などの取組を後押し</p> <p>③健康無（低）関心層への啓発</p> <p>④推進体制の整備等</p> <p>・官民対話を継続的に実施 ・自然に健康になれる食環境づくりのための産学官連携体制による検討を開始し、産学官で目標を共有した上で、それぞれ取組を実施</p> <p>・自然に健康になれる食環境づくりに向けたエビデンスの構築・強化、健康な食事への接点拡大、効果的な情報提供方法の開発などを検討するとともに、サミットにおいて我が国の栄養政策を国際発信</p> <p>⑤人材育成の推進</p>			<p>・食事摂取基準を基にしたヘルシーメニューの提供など、食環境づくりによる健康増進に及ぼす効果の分析、食環境づくりに関する地方自治体や民間の好事例の横展開 ・加工食品などの栄養素等摂取量の動向把握等を実施</p> <p>・健康無（低）関心層への啓発を行うため、2020年度から、民間の知見も活かしSNS等も活用しながら適切な栄養・食生活情報の提供方法の開発をするとともに、地方自治体等とも連携し、おいしく健康な食事の普及に向けボランティア等と協働した取組を実施</p> <p>・産学官連携プロジェクト本部の設置・運営 ・産学官連携の取組として、関係省庁やアカデミアと連携して健康な食事・食環境に関する民間認証制度等の普及推進</p> <p>・プロジェクトに基づく各種取組の効果についてモニタリングを実施、必要に応じてプロジェクトを見直し（プロジェクト本部での会議を定期開催） ・このほか、プロジェクトを世界発信し、健康な栄養・食生活の普及に関する人材・ノウハウ等の提供を通じて国際貢献</p> <p>・管理栄養士等について、民間企業も含めた地域関係者間の調整など、コーディネート能力の強化等を図り、人材育成を推進</p>	<p>○健康な食事（ヘルシーメニュー）の提供に取り組む店舗数【2022年度までに60,000店舗】</p> <p>○産学官連携プロジェクト本部の設置【2020年度中】</p>	<p>○野菜摂取量の増加【2022年度までに350g】</p> <p>○食塩摂取量の減少【2022年度までに8g】</p>

3. 介護予防・フレイル対策、認知症予防

(4)健康支援型配食サービスの推進等【2022年度までに25%の市区町村で展開等】

「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」(平成29年3月厚生労働省健康局策定)を踏まえた配食サービスの普及に向けて、**地域の共食の場やボランティア等も活用した適切な栄養管理に基づく配食サービスを予定している事業者に対して、管理栄養士等の専門職を継続的に供給又は参画できるようにするモデル事業を実施し、横展開を進める。**

咀嚼機能等が低下した高齢者等に向けた健康な食事の普及を図る。

「健康寿命延伸プラン」2025年までの工程表 (令和元年5月29日) (抜粋)

取組事項	実施年度				進捗管理指標	
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～2025年度	実施指標 (アウトプット)	成果指標 (アウトカム)
iv 「健康支援型配食サービス」の推進等 「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」(平成29年3月厚生労働省健康局策定)を踏まえた配食サービスの普及に向けて、地域の共食の場やボランティア等も活用した適切な栄養管理に基づく配食サービスを予定している事業者に対して、管理栄養士等の専門職を継続的に供給又は参画できるようにするモデル事業を実施し、横展開を進める。 咀嚼機能等が低下した高齢者等に向けた健康な食事の普及を図る。	栄養専門職と配食事業者の連携体制の構築に向けたモデル事業の実施	モデル事業の実施箇所の拡大	モデル事業で得られた知見や先進事例等を踏まえ、各地域における、栄養専門職と配食事業者の連携体制の構築		○栄養専門職と配食事業者が連携した配食サービスを推進する市区町村及び栄養ケア・ステーションの数 【2022年度末までに25%の市区町村、70拠点の栄養ケア・ステーションで展開】	○低栄養傾向(BMI20以下)の65歳以上の者の割合の増加の抑制【2022年度までに22%】
	・高齢者が咀嚼機能等に応じ、いわゆる介護食を含む適切な食事摂取をできるよう、 地域の自治組織や専門職、事業者等の関係者の取組を支援					
	農林水産省等と連携した咀嚼機能等が低下した人向けの食品の製造・流通拡大の支援					

- 健康寿命の延伸に向けて、個人の食生活の改善と社会環境の整備を推進することが重要。
- そのために、**関係省庁や民間の様々な主体と連携し、健康無（低）関心層も含めて自然に健康になれる食環境づくりを推進。**

対話で得られた知見・提言

○ 健康的な食生活を送れるようにするには、健康無（低）関心層も含めて国民が自然に健康になれる食環境づくりが重要であり、これを進めるためには、更なる産学官の連携した取組が必要。

○ 減塩食などの健康な食事はおいしくない、という先入観があることから、国民が、健康的な食習慣を身に付けるようにするには、おいしく、かつ健康な食事の開発に加え、国民の健康意識が向上するようなムーブメントを起こすことも重要。

○ 咀嚼機能等が低下した高齢者等に向けた健康な食事の普及、孤食の防止につながる共食の場の活用など、高齢社会に対応した食環境の整備も重要。

○ 健康的な食事の推進に向けては、様々なデータや取組の分析を通じ、エビデンスの構築・強化・活用が必要。

○ 健康的な食環境を推進していくためには、モノとともに人材が必要。

今後の対応方針（施策）

■ 自然に健康になれる食環境づくり推進

- 官民対話を継続的に実施。政府は、自然に健康になれる食環境づくりのため、令和2年度末までに産学官連携プロジェクト本部を設置し、産学官で目標を共有した上で、それぞれ取組を展開。【健康寿命延伸】
- 産学官連携の取組として、政府は、アカデミアと連携して健康な食事・食環境に関する民間認証制度の普及推進を図るとともに、民間による健康な食事に資する減塩商品等の製造・流通拡大、店舗でのPRの強化などの取組を後押し。【健康寿命延伸】

■ 健康無（低）関心層への啓発

- 東京での栄養サミット2020に向けて我が国の栄養・食生活改善の政策を強化するとともに、サミットにおいて我が国の栄養政策を国際発信。【健康寿命延伸】
- 健康無（低）関心層への啓発を行うため、令和2年度から、民間の知見も活かして適切な栄養・食生活情報の提供方法の開発をするとともに、地方自治体等とも連携し、おいしく健康な食事の普及に向けボランティア等と協働した取組を実施。【健康寿命延伸】

■ 高齢者等に向けた健康な食事の普及

- 栄養専門職と配食事業者が連携した健康支援型配食サービスの推進。【健康寿命延伸】
- 高齢者が咀嚼機能等に応じ、いわゆる介護食を含む適切な食事摂取をできるよう、地域の自治組織や専門職、事業者等の関係者の取組を支援。【健康寿命延伸】
- 農林水産省等と連携し、咀嚼機能等が低下した人向けの食品の製造・流通拡大の支援。【健康寿命延伸】

■ 健康な栄養・食生活の推進に向けたエビデンスの強化

- ヘルシーメニューの提供など、食環境を整備することが健康増進に及ぼす効果の分析、加工食品などの栄養素等摂取量の動向把握、好事例の横展開等を令和元年度から順次、実施。【健康寿命延伸】

■ 人材育成の強化

- 地方自治体の管理栄養士等について、令和2年度以降に民間企業も含めた地域関係者間の調整など、コーディネート能力の強化等、人材育成を推進。【健康寿命延伸】

Ⅱ. 全世代型社会保障への改革

4. 疾病・介護の予防

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

① 疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化

(略)

② 予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

(略)

・東京で2020年に開催される 栄養サミットを機に、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりを推進する。民間の様々な主体と連携し、健康な食生活の推進に向けたエビデンスの構築・強化、健康な食事への接点拡大、健康無関心層への効果的な情報提供など総合的な施策について検討を進め、直ちに実施できるものから順次取り組む。

・野菜摂取量増加に向けた取組など、地域の多様な主体が連携し、日常の中での健康な食事・運動・社会参加を促す取組や、個々の住まいや地域の共食の場における適切な栄養管理に基づく配食サービスについて、先行事例分析やモデル実証事業等を通じて 2019年度から推進する。

・妊娠中や子供の頃からの健康づくりを支援するため、妊産婦への適切な栄養指導に資するよう最新の知見も取り入れた食生活指針の改定を2020年度中に 行うとともに、子供時代からの健やかな生活習慣形成に資する研究の推進などの取組を順次行う。

③ 疾病の早期発見に向けた取組の強化

(略)

4. 疾病・介護の予防

i) 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

2019年度		2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p>疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化</p> <p>国民健康保険の保険者努力支援制度を抜本的に強化するとともに、成果指標の導入拡大、先進・優良事例の横展開、個人の行動変容につながる取組の強化、民間サービスの活用等が推進されるよう、評価指標を見直し</p> <p>健康保険組合の後期高齢者支援金を加減算する制度について、最大±10%に引上げ</p> <p>評価指標の見直し等により、糖尿病性腎症の重症化予防の先進・優良事例の横展開や個人のインセンティブ付与、歯科健診・がん検診等の受診率向上などの取組を支援</p>			<p>PDCAサイクルによる効果的な事業展開</p> <p>評価指標を見直し</p> <p>PDCAサイクルによる効果的な事業展開</p> <p>PDCAサイクルによる効果的な事業展開</p>		【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨す 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
<p>予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化</p> <p>医療機関と保険者・民間事業者等が連携して、医学的管理と運動等のプログラムを一体的に提供できる新たな仕組みの検討、運動施設における標準的プログラムの作成</p> <p>運動施設において安全かつ効果的に運動・スポーツを実践できる仕組みの実証、先進・優良事例を横展開</p> <p>特定健診などの各種健診の通知について、ナッジ理論等を活用し、通知情報を充実</p>		<p>新たな仕組みの本格実施</p>			【文部科学大臣、厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減 2020年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。）
<p>健康な食生活に向けたエビデンスの構築・強化、健康な食事への接点拡大、効果的な情報提供方法の開発等の検討</p>		<p>先行的に実施できるものから順次取組を開始</p>			【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病有病者の増加を抑制し、2022年度までに1,000万人以下に抑制
<p>日常の中で健康な食事・運動・社会参加が促される取組等について、先行事例を分析</p>	<p>先行事例の分析結果を踏まえモデル実証事業を実施</p>	<p>先進・優良事例を全国の地方公共団体に横展開</p>				
<p>妊娠中や子供の頃からの健康づくりの支援</p> <p>妊産婦への適切な栄養指導に資する食生活指針の改定に向けた調査研究をはじめとする子供時代からの健康的な生活習慣形成に資する研究等</p>		<p>妊産婦のための食生活指針を改定</p> <p>研究に基づく取組の順次実施及び課題に対応した身体的・精神的・社会的な観点からの研究の更なる推進</p>	<p>改定した指針を周知</p>		【文部科学大臣、厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 2028年度までに年間新規透析患者数を35,000人以下に減少

本日本話すること

- 1 今後大きく動き出す栄養施策について
- 2 今年度の栄養施策計画について

今年度の栄養施策計画について

※()内は、平成30年度予算額

1. 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施 <予算:143百万円(138百万円)>
- 食事摂取基準等の策定 <予算:12百万円(19百万円)>
- 「成長のための栄養サミット2020(仮称)」に向けた調査事業の実施 <予算:38百万円>
- 食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業の実施 <予算:36百万円>
- 健康日本21(第二次)分析評価事業の実施 <予算:28百万円(28百万円)、
委託先:国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所>

2. 管理栄養士等の養成・育成

- 実践領域での高度な人材育成の支援 <予算:10百万円(10百万円)、委託先:公益社団法人日本栄養士会>
- 教育養成のためのモデル・コア・カリキュラムの周知 <予算:10百万円(10百万円)、
委託先:日本栄養改善学会>
- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予算:60百万円(51百万円)>
- ハラールに対応できる調理師研修事業 <予算:28百万円(28百万円)>

3. 地域における栄養指導の充実

- 栄養ケア活動整備支援事業の実施 <予算:30百万円(30百万円)、補助先:民間団体(公募) 平成30年度採択数:5事業>
- 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算:37百万円(37百万円)、補助先:都道府県等 平成30年度交付数:48自治体>

1. 科学的根拠に基づく基準等の整備

国民健康・栄養調査の実施

【令和元年度予算 143百万円】

平成29年～令和2年国民健康・栄養調査 調査計画

国民健康・栄養調査企画解析検討会(平成28年2月23日)において決定

調査項目		調査テーマ			
		H29	H30	R1	R2 大規模年
身体状況	身体計測	高齢者の健康・生活習慣に関する実態把握	所得等社会経済的状況	社会環境	地域格差
	問診				
	血圧				
	血液検査				
栄養・食生活					
身体活動・運動					
休養					
喫煙					
飲酒					
歯の健康					
その他(高齢者、所得等)					

詳細については下記URL掲載の資料より、資料4をご参照ください。

(URL : <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000113289.pdf>)

令和元年国民健康・栄養調査の概要等

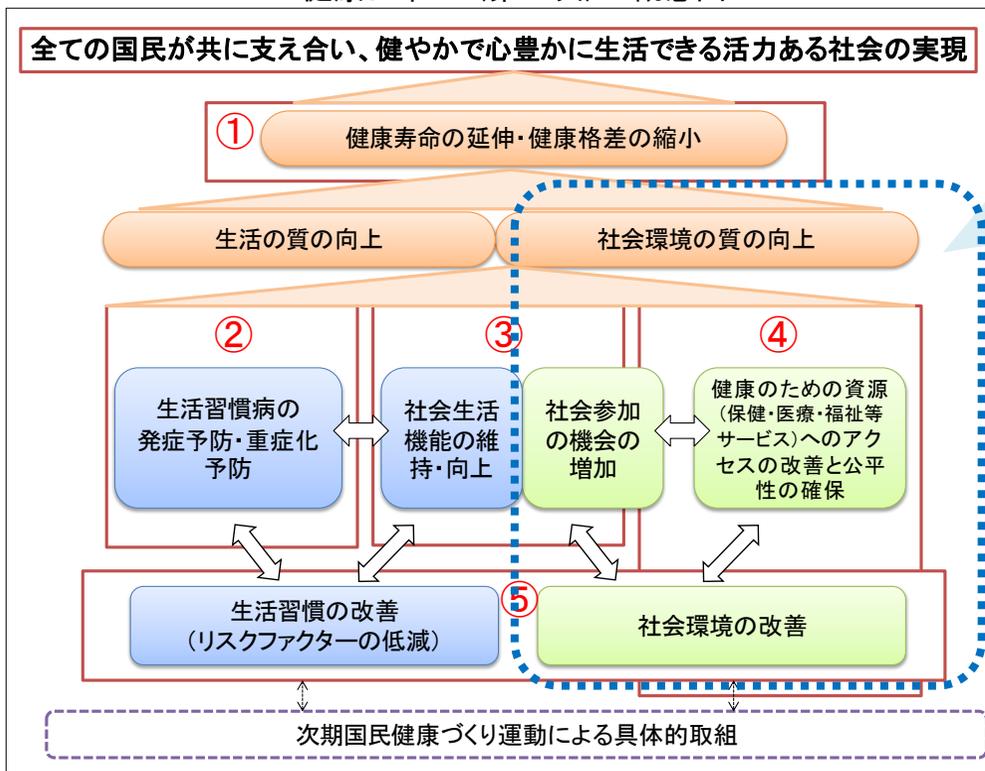
【重点テーマ】

社会環境

【ポイント】

次期健康づくり運動の計画を見据えた社会環境の整備に関する実態把握を行う。

健康日本21(第二次)の概念図



健康寿命の延伸・健康格差の縮小に向けては、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに社会生活機能低下の低減による生活の質の向上を図り、また、健康のための資源へのアクセスの改善と公平性の確保を図るとともに、社会参加の機会の増加による社会環境の質の向上を図ることが重要。

(健康日本21(第二次)の推進に関する参考資料より)

「健康日本21(第二次)」中間評価報告書(抄)(平成30年9月)

- 生活習慣の改善は、健康寿命の延伸に寄与することがわかっていることから、健康寿命の延伸のためには、この分野への取組を強化することが重要である。そのためには、**これまでの施策で行動変容が起きていないと思われる無関心層へのアプローチが課題。**
- 無関心層が意識せずとも自然に健康になれるよう、社会全体として個人の健康を支え、守る環境やまち作りに努めていくことが必要。**

※国民健康・栄養調査の詳細な分析・評価結果について、以下URLに随時掲載。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21/index.html

【背景】

- 食事摂取基準は、健康の保持・増進、生活習慣病の発症予防を目的として、エネルギー及び各栄養素の摂取量について、1日当たりの基準を示したものであり、5年ごとに改定を行っている。

《現行の活用例》

- ・ 健常者及び傷病者を対象とした事業所給食、医療・介護施設等における栄養・食事管理(入院時食事療養における栄養補給量の設定等)
- ・ 学校給食実施基準の策定
- ・ 食品表示基準(栄養成分表示、機能性表示等の基準)、特別用途食品(病者用食品等)の基準の策定
- ・ 国及び地域における計画策定及び評価(健康日本21(第二次)、食育推進基本計画等) 等

【策定方針等】

- 2020年度から使用する「日本人の食事摂取基準(2020年版)」では、更なる高齢化の進展や糖尿病有病者数の増加等を踏まえ、栄養に関連した代謝機能の維持・低下の回避の観点から、生活習慣病の発症予防と重症化予防に加え、**高齢者のフレイル予防も視野に入れて検討**。
- 2018年4月20日から検討会を立ち上げ、「日本人の食事摂取基準」の方針を検討し、2018年度末を目途に報告書を取りまとめ、2019年度に改定(告示)を行う予定。
- 2019年度は、食事摂取基準の活用に関して、**管理栄養士等の保健・医療・介護関係者向けの研修と、自治体でも活用可能な高齢者向けのフレイル予防の普及啓発資料の作成等を予定**。

(参考) 食事摂取基準の沿革

	使用期間	策定期期
日本人の栄養所要量(初回策定)	昭和45年4月～50年3月	昭和44年8月
(第1次改定)	昭和50年4月～55年3月	昭和50年3月
(第2次改定)	昭和55年4月～60年3月	昭和54年8月
(第3次改定)	昭和60年4月～平成2年3月	昭和59年8月
(第4次改定)	平成2年4月～7年3月	平成元年9月
(第5次改定)	平成7年4月～12年3月	平成6年3月
(第6次改定)-食事摂取基準-	平成12年4月～17年3月	平成11年6月
日本人の食事摂取基準(2005)	平成17年4月～22年3月	平成16年10月
日本人の食事摂取基準(2010)	平成22年4月～27年3月	平成21年5月
日本人の食事摂取基準(2015)	平成27年4月～32年3月	平成26年3月
日本人の食事摂取基準(2020)	2020年4月～2025年3月	2019年3月(予定)

- ・ 戦後、科学技術庁が策定していた「日本人の栄養所要量」は、昭和44年の策定より、厚生省が改定を行うこととなった。
また、平成16年に策定した「日本人の食事摂取基準(2005年版)」において、食事摂取基準の概念を全面的に導入し、名称を変更した。
- ・ 国民の体位、食生活及び健康課題の変化等を鑑みながら、最新の知見に基づき、初回策定以降、5年ごとに改定を行っている。

注)「策定期期」及び「使用期間」は原則として元号で表記

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日 閣議決定）（抜粋）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(予防・健康づくりの推進)

高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策183や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県等と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す。また、**フレイル対策にも資する新たな食事摂取基準の活用を図るとともに、事業所、地方自治体等の多様な主体が参加した国民全体の健康づくりの取組を各地域において一層推進する。**

(以下、略)

「改革工程表2018」（平成30年12月20日）（抜粋）

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
	6 インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討					
つ く り の 推 進	7 フレイル対策に資する食事摂取基準の活用 フレイル対策にも資する新たな食事摂取基準の活用を図るとともに、事業所、地方自治体等の多様な主体が参加した国民全体の健康づくりの取組を各地域において一層推進する。	食事摂取基準の策定（2020年版の策定）。 食事摂取基準（2020年版）の研修等を通じた周知。 食事摂取基準（2020年版）を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの作成。 《厚生労働省》	食事摂取基準（2020年版）適用開始。（～2024年） フレイル予防の普及啓発ツールの周知活用。		○ フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村【2022年度までに50%以上】	○低栄養傾向（BMI20以下）の65歳以上の者の割合の増加の抑制 【2022年度に22%以下】

食事摂取基準(2020年版)の策定スケジュール



※各栄養素等の摂取基準(具体的な数値)に係る内容

「成長のための栄養サミット2020(仮称)」に向けた調査事業【令和元年度予算 38百万円】

【概要】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに合わせて開催される「成長のための栄養サミット」に向けて、これまでの我が国の栄養政策における取組や今後の取組の方向性などの「見える化」を含め、サミットを通じ、栄養に関する更なる国際貢献につなげていくためのデータや資料を取りまとめる。
- 具体的には、
 - ① 戦後復興期から現代に至るまでの栄養政策の歩みと成果(いかにして健康長寿大国になり得たか)
 - ② 更なる少子高齢社会の進展に向けた栄養政策
 - ③ 災害時でも住民の暮らしと命を支える防災栄養について、人材育成と活用の仕組み(管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員、栄養教諭等)、産官学連携の取組例等を紹介しつつ、サミットに資するデータや資料などを取りまとめる。

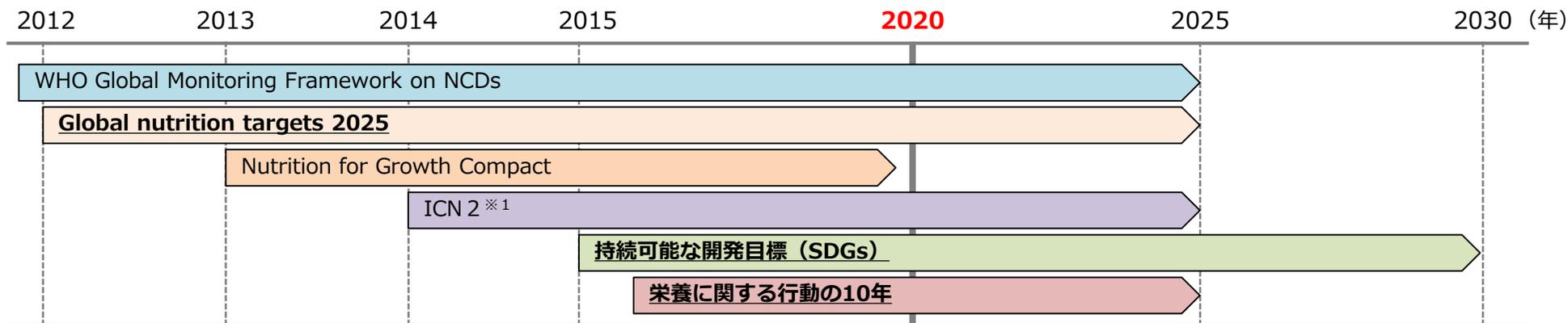
栄養サミットは、英国が主導する栄養改善に向けた国際的取組であり、2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックの最終日に開催した「飢餓サミット」をきっかけに、2013年にロンドンで初めて開催された。この流れは2016年のリオにも引き継がれ、また、2020年の東京でも栄養サミットが開催されることが決定している。

(参考) 栄養サミット2020の開催

- 「栄養サミット」は、英国の主導により開始した**栄養改善に向けた国際的取組**であり、2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックの最終日に当時のキャメロン英国首相が開催した「飢餓サミット」をきっかけに、2013年にロンドンで初めて開催され、2016年はリオでも開催。
- 現在、栄養改善に向けた国際的取組が複数進行しており（下図参照）、その流れの中で、2017年12月に開催された「UHCフォーラム2017」において、**安倍総理から2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ、東京で栄養サミットが開催される旨を発表**。

〔開催概要〕

- ・ 日時：2020年開催予定（日時未定）
- ・ 会場：未定
- ・ 主催：日本政府（英国、仏国（2024年オリンピック開催国）、国連機関、ゲイツ財団、NGO等との共催の可能性について検討中）
- ・ 主な出席予定者：首脳級、閣僚級、国際機関の長、民間、市民社会（ビル&メリンダ・ゲイツ財団を含む）等 約300名
- ・ 目的：**栄養に関する現状と課題を確認し、栄養課題に向けた今後の国際的取組を促進する。**



「UHC※²フォーラム2017」ハイレベルオープニングセッション安倍総理スピーチ（抄）（2017年12月14日開催）

す。一方で、UHCの達成に向けては、まだ多くの課題が残されています。今後、UHC推進を加速するために必要な取組を、私から5つ挙げたいと思います。1つ目は、グローバルレベルで、UHC推進のモメンタムを一層強化することです。今月、国連決議で2019年にUHCハイレベル会合を開催すること、12月12日を国際UHCデーとすることが決まりました。モメンタム強化のための大きな一歩です。

また**2020年、日本は人々の健康の基盤となる栄養分野の取組を促進するため、東京で栄養サミットを開催します。**

（略）

2つ目は、国レベルでの連携の体制構築と実行です。

UHCの実現のためには、保健システム強化に加え、栄養、水・衛生等も含めて分野横断的な対応が求められます。（以下、略）

※1 ICN 2 (Second International Conference on Nutrition) : 第2回国際栄養会議

※2 UHC : ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

<参考> 栄養改善に関連する国際的取組と主な目標内容

WHO Global Monitoring Framework on NCDs <WHO>

- ・目標4：食塩摂取量を30%減少
- ・目標6：高血圧の25%減少
- ・目標7：糖尿病と肥満の増加阻止

Global nutrition targets 2025 <WHA>

- ・目標1（Stunting）：5歳以下の子どもの発育阻害の割合を40%減らす。
- ・目標2（Anemia）：生殖可能年齢にある女性の貧血を50%減らす。
- ・目標3（Low Birth Weight）：出生児の低体重を30%減らす。
- ・目標4（Childhood overweight）：子どもの過体重を増やさない。
- ・目標5（Breast feeding）：最初の6か月間の完全母乳育児の割合を50%以上にする。
- ・目標6（Wasting）：小児期の消耗症の割合を5%以下に減少・維持する。

Nutrition for Growth Compact

2020年までに、

- ・少なくとも5億人の妊婦及び2歳未満の子どもに効果的な栄養の介入がなされていることを確実にする。
- ・5歳未満の発育阻害の症状にある子どもの数を少なくとも2,000万人減らす。
- ・発育阻害を予防し、母乳育児を増やし、重度急性栄養不良の治療を増やすことによって、170万人の5歳未満の子どもの命を救う。

ICN 2 <FAO/WHO Second International Conference on Nutrition>

ICN 2の成果文書「Framework for Action」において、アカウントビリティ確保のために、既存の数値目標（Global nutrition target 2025及び2025年までに達成すべき非感染性疾患のリスク要因削減（食塩摂取量の30%削減等））を掲げている。

持続可能な開発目標（SDGs） <国連総会>

目標2で「栄養の改善」を掲げた2030年を達成年とする国際目標。

目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

- 2.1：2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2：5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。

栄養に関する行動の10年 <国連総会>

栄養に関する国際的な行動を集結し、前進させることを目的にした決議。

配食を通じた地域高齢者等の健康支援

【概要】

- 配食事業者における栄養管理体制等の在り方を検討するために、平成28年度に検討会を開催し、平成29年3月に事業者向けのガイドラインを策定。

〈検討のポイント〉

- ・ 地域高齢者の健康支援につなげるため、配食事業の栄養管理の在り方を国として初めて整理。
- ・ 今後利用の増大が見込まれる配食の選択・利用を通じて、地域高齢者等が適切に自身の栄養管理を行えるよう、新たに事業者向けのガイドラインを作成・公表することで、事業者の自主的取組による地域高齢者の健康支援を推進。

- 平成29年度は、ガイドラインを踏まえた配食サービスの普及と利活用の推進に向けて、配食事業者向けと配食利用者向けの普及啓発用パンフレットを作成し、自治体等に周知するとともにホームページに掲載した。
- 平成30年度は、普及啓発用パンフレットも活用しながら、ガイドラインを踏まえた配食サービスの更なる普及に向け、管理栄養士等の専門職と事業者の連携を推進した。

【令和元年度以降の取組方針】

- 引き続き、管理栄養士等の専門職と事業者の連携を推進するとともに、適切な栄養管理に基づく配食サービスを、地域高齢者等の個々の自宅のみならず、地域の共食の場でも推進していくための仕組みづくりを支援する。
- そのほか、ガイドラインを踏まえて取り組んでいる事業者及び地方自治体の新たな事例を継続的に収集していく。



配食事業者向けパンフレット



配食利用者向けパンフレット

2. 管理栄養士等の養成・育成

制度の改正

養成の充実

国家試験の充実

生涯教育の充実

平成12年
栄養士法の一部改正
(管理栄養士の業務の明確化等)

平成13年
管理栄養士養成カリキュラムの全面改正
(平成14年施行)

平成14年
管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)の改定

平成22年度改定

平成26年度改定

平成25年度
管理栄養士専門分野別
育成事業の開始

平成30年度
教育養成のためのモデル・コア・カリキュラムの策定

平成30年度改定

令和2年3月
国家試験適用

関係団体、
関係学会と協働

「管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)」の改定について①

Ⅱ. 改定に当たっての基本的な考え方

管理栄養士の主な業務の一つとして傷病者に対する栄養の指導がある中、地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて、個々人の生活の視点を踏まえたきめ細かな対応が今後より一層重要になると考えられる。また、医療・介護をはじめとした様々な領域において栄養管理の質の向上が求められる一方で、働き手の減少が見込まれており、効果的・効率的なアプローチとして多職種連携がますます進むと推測される。こうした中、複雑困難な個別案件や地域の栄養課題に対し、栄養の専門職としてエビデンスやデータを基に、論理的思考により、最適解としての栄養管理をいかに打ち出していけるか、それを多職種連携の中で論理的に提案できるかといったことが一層問われてくるものと考えられる。(略)

Ⅳ. 管理栄養士国家試験問題について

○出題数及び出題数の配分、出題形式について

(略)

個人又は集団における種々の状況に応じた栄養管理を実践する上で必要な知識、思考・判断力を備えているかについて評価がより一層可能となるよう、10問を応用力試験に移行し、応用力試験の出題を20題から30題に変更する。

(略)

応用力試験

〈出題のねらい〉

- 個人又は集団のライフステージ、ライフスタイル、身体状況、栄養状態、食環境等の状況を踏まえ、管理栄養士として、多職種連携による栄養ケア・マネジメント等を実践する上で必要とされる知識、思考・判断力を問う。
- 地域診断に基づき、社会資源を有効活用し、食環境整備等のアプローチも含めて地域の栄養課題の解決を図る上で必要とされる知識、思考・判断力を問う。

大項目	中項目
1 栄養管理	A 個人の身体状況、栄養状態及び病態に応じた適切な栄養補給、食事に関するマネジメント
	B 特定の集団における人々の健康・栄養状態や社会資源に応じた適切な食事や食生活の支援に関するマネジメント

※ マネジメントとは、アセスメント、計画、実施、モニタリング、評価、フィードバックのいずれかの過程の状況に関することとする。

実践領域での高度な人材育成の支援

【令和元年度予算 10百万円】

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業(委託先:日本栄養士会)として、平成25年度から「管理栄養士専門分野別育成事業」を実施。
- 新たな専門領域の認定の在り方について検討するとともに、既に認定を開始している専門分野別管理栄養士の認定システムについて学会と連携し、検証・改善を行う。

教育養成のためのモデル・コア・カリキュラムの周知

【令和元年度予算 10百万円】

- 管理栄養士養成施設数は148校、栄養士養成施設数は156校(令和元年4月現在)
- 平成31年3月に取りまとめた管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム*の周知を行う(委託先:日本栄養改善学会)

* 想定される社会的要請や管理栄養士が果たすべき役割を踏まえ、管理栄養士が活躍するさまざまな場において必要とされる学習内容

《今後の臨地実習対応のためにも、モデル・コア・カリキュラムの理解が重要》

管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保

【令和元年度予算 60百万円】

- 栄養士法に基づく管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付等を行う。

ハラールに対応できる調理師研修事業

【令和元年度予算 28百万円】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて政府全体で、ハラールに関して必要な対応について、関係省庁が連携して取り組むことになっていることから、日本における調理の特性を考慮しながら、ハラールに対応できる知識や技術を普及するための研修を支援する。

3. 地域における栄養指導の充実

栄養ケア活動支援整備事業の実施

【令和元年度予算 30百万円】

【事業の目的】

増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士・栄養士の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を全国単位又は地域単位で行う公益法人等の民間の取組の促進・整備を行う。

【事業の概要(抜粋)】

○ 地域事業

地域における在宅療養者・居宅要介護者の栄養ケアの状況に応じて在宅や診療所での栄養ケアを行う人材を継続的に供給できるシステムをモデル的に構築し、そのシステムを活用した栄養ケア活動の成果を検証する。

○ 全国事業又は地域事業

栄養ケアの一環として、地域高齢者等の個々の住まいや地域の共食の場を対象に適切な栄養管理に基づく配食サービスを予定している事業者に対して、管理栄養士又は栄養士を継続的に供給又は参画させることができるシステムをモデル的に構築し、そのシステムを活用した成果を検証する。

⇒「地域事業」にあつては、以下の要件も全て満たすこと。

- ・ 自治体と連携し、地域における在宅療養者・居宅要介護者の栄養ケアの状況を把握していること。
- ・ 管理栄養士の雇用を考えている施設の登録事業を含んでいること。
- ・ 常勤の職を有していない管理栄養士の登録事業を含んでいること。
- ・ 管理栄養士の雇用を考えている施設への管理栄養士の紹介事業を含んでいること。
- ・ 紹介事業により地域での栄養ケア活動の促進が期待されるものであること。

平成30年度採択例	(全国事業) 日本栄養士会	栄養ケア・ステーションとの連携による地域栄養ケア体制の整備
	(地域事業) 茨城県栄養士会	配食事業を活用した栄養ケアの提供に向けた人材の確保・体制の構築
	石川県栄養士会	在宅療養者支援のための多職種連携と地域包括ケアシステムを支える栄養ケアステーションの構築
	栃木県栄養士会	栄養ケア活動人材育成事業及び包括支援センターとの連携構築事業
	福井県栄養士会	地域に寄り添う在宅栄養ケアシステムの構築～食事支援モデルと人材育成プログラムの開発～

【事業目的】

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備することを目的とする。

【事業内容】

① 地域特性を踏まえた糖尿病予防対策

- ・ 糖尿病予防対策として優先的な課題や対象者の把握
- ・ 優先的な課題を解決するために、地域の特性を踏まえた疾病の構造と食事や食習慣の特徴を明確にし、民間産業や大学等と連携した糖尿病予防対策に向けた効果的な取組を推進

② 飲食店、食品関連企業等と連携した「健康な食事」の普及

- ・ 中食や外食等を通じた、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事についての理解の促進、主食・主菜・菜を組み合わせた食事を入手しやすい食環境づくりの推進
- ・ 管理栄養士・栄養士養成施設と連携した若い世代への主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の普及

③ 配食の機会を通じた栄養管理の支援

- ・ 「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を踏まえた、配食事業を通じた社会環境の整備の取組の推進

【実施主体】都道府県・保健所を設置する市・特別区

〈平成30年度実績〉 37百万円、48自治体(都道府県、保健所設置市、特別区)

※申請が多数あった場合は、事業内容を精査し、予算額内で補助。

特に、委託費の割合の高い事業は、査定の対象とする。

〈令和元年度予算〉 37百万円※ 【補助率】 1/2

平成30年度の取組事例

地域小売店、食品メーカーと協働した取組 — 岐阜県下呂市の取組 —

〔下呂市基本情報〕

- ・人口：32,933人
- ・65歳～74歳人口：5,369人
- ・75歳以上人口：7,330人
(2018年4月末時点)

◆ 実施店舗：

- ・下呂市減塩推進協力店(13店舗)
- ・JAひだ(Aコープ5店舗)、マツオカ(2店舗)
- ・その他(下呂魚介・やましげ・まるけん等6店舗)

◆ 実施内容：

- ・2018年7月より毎月14日から20日を「下呂市減塩週間」と定め、減塩食品を積極的に取り扱う「下呂市減塩推進協力店」を募集。店舗には「減塩推進のぼり旗」を設置し、店内では減塩チラシやポップを掲出していただき、食生活への減塩食品の導入を奨励。
- ・食生活改善推進員等の協力で、減塩食品を利用した馴染みあるメニューでの試食会と普及活動を展開。
- ・日本高血圧学会の減塩食品リスト掲載品を保有する企業18社を中心に、店舗での減塩食品の取扱い要請の活動を行っていただき、妊婦健診・乳幼児健診・特定健診等で減塩食品を紹介。



地域物産品店を利用したの取組 — 北海道増毛町の取組 —

〔増毛町基本情報〕

- ・人口：4,262人
- ・65歳～74歳人口：804人
- ・75歳以上人口：1,095人
(2018年11月1日現在)

◆ 実施店舗：ましけマルシェ※

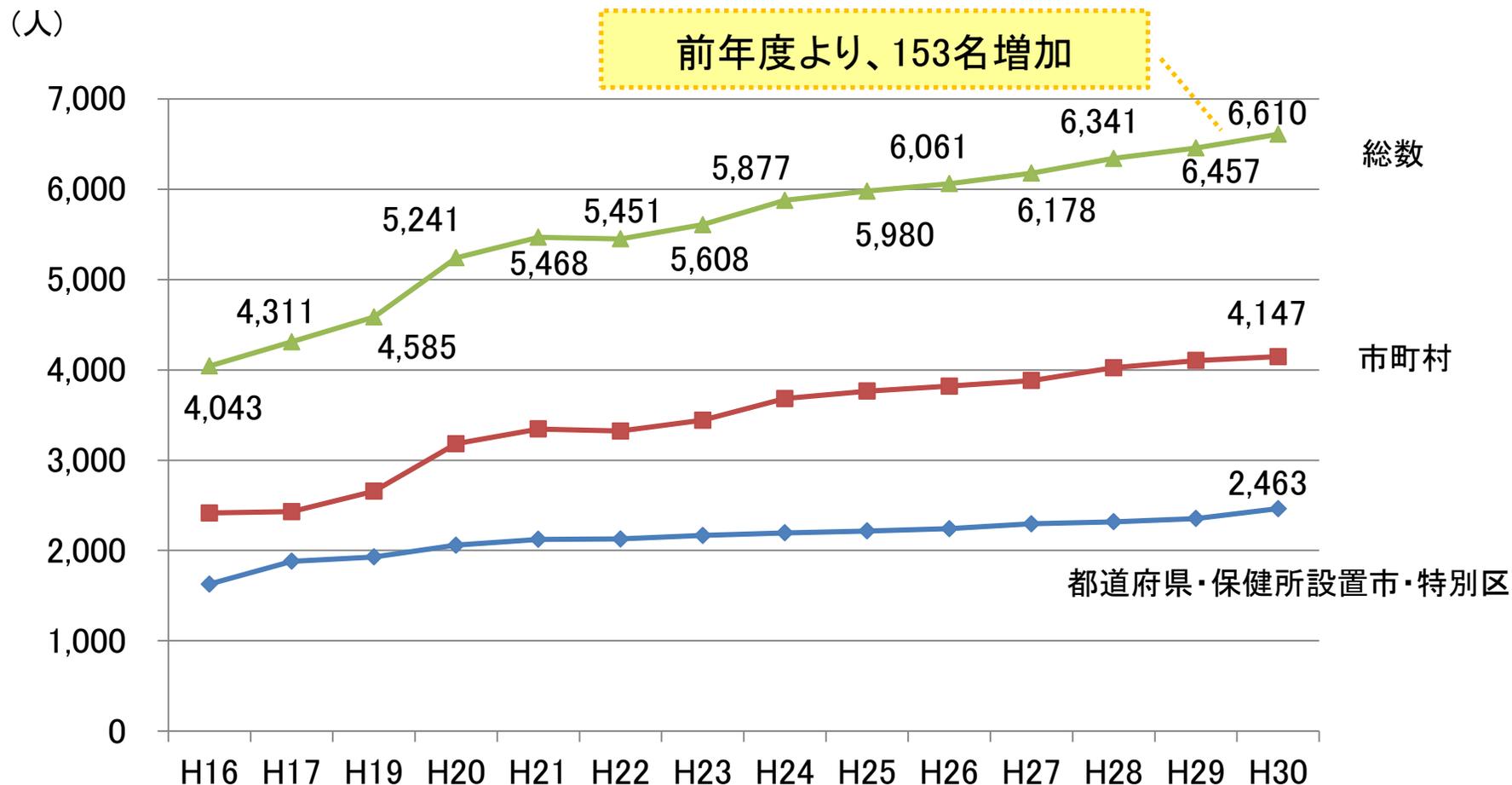
※増毛町の観光協会が運営する物産品店(営業期間:4月～11月)

◆ 実施内容：増毛町の住民の健康課題となっている高血圧の改善のため、住民へ減塩意識を広めることを目的に、以下の普及啓発活動を実施中。

- ① 増毛町オリジナル減塩醤油「増毛醤油<塩分ひかえめ>」を使用した減塩メニューと市販の減塩食品を利用した減塩メニューの組み合わせによる減塩料理を提供。
- ② 店内において、上記①のメニューにも使用した、9社37製品の減塩食品(全て日本高血圧学会の減塩食品リスト掲載品)を展示し、販売。



行政栄養士数の推移



資料：厚生労働省健康局健康課栄養指導室とりまとめ

※H18は把握実施なし

災害時における栄養・食生活の支援

【栄養・食生活支援に係るガイドラインの概要】

- 平成30年度「地域保健総合推進事業」の一環で、「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」を実施〔分担事業者：久保彰子（熊本県水俣保健所参事）〕。
- 本研究では、
 - ・ 地方自治体の栄養・食生活支援に係る準備状況調査を実施し、現状と課題を整理
 - ・ 被災地における各支援チームの連携体制の整備が重要となっていることを踏まえて「栄養・食生活支援に係るガイドライン」を改訂（※）
- ※ これまでのガイドラインは、主に行政管理栄養士を対象とした内容だったが、発災時の栄養・食生活支援に当たっては、防災担当課や食事調達担当課などとの連携が一層重要となることから、自治体職員を対象とした内容となるよう改訂。

※「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン～その時、自治体職員は何をするか～」（平成31年3月）を以下のホームページにて公表。

<http://www.hc-kanri.jp/03/index.html>

【今後の予定】

- 令和元年度「地域保健総合推進事業」の一環として、これまでの災害における栄養・食生活支援活動事例を基に、被災地における栄養・食生活支援活動に資する演習教材を作成するとともに、ガイドライン及び演習教材の啓発を目的としたワークショップを開催予定。
- このほか、厚生労働省主催の「市町村セミナー」について、「強靱なまちづくりに向けた最新の知見に基づく「防災栄養」とは？」をテーマに令和元年10月11日（金）に開催予定。

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令案について

【改正の趣旨】

- 「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)において、旧姓の通称としての使用拡大に向けて、政府が必要な検討等を行うこととされていること等を踏まえ、栄養士、管理栄養士及び調理師に係る免許証について、旧姓併記を可能とする等の改正を行うもの。

【改正の内容】

- 栄養士、管理栄養士及び調理師の免許の各種申請に係る申請書について、旧姓及び外国人における通称名の記入欄を設けるとともに、旧姓又は外国人における通称名を免許証に併記することを希望する場合は、免許証にそれらを記載できるよう改正を行う。
- 調理師免許申請書について、他の専門職種の免許申請書に合わせる改正を行う。
- 上記免許の各種申請に係る申請書について、その他形式的な修正を行う。

【施行期日等】

公布日：令和元年9月上旬(予定)

施行日：令和3年1月1日(予定)

※「栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(案)」に関する御意見の募集について(パブリックコメント)：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190107&Mode=0>